

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	3
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ " ）	3
○保安林の指定（治山林道課）	3
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（ " ）	4
○高知県収入証紙売りさばき所の廃止（会計管理課）	4
○高知県収入証紙条例施行規則による証紙交付機関の証紙交付場所の変更の承認（ " ）	4
◎告示（高知県収入証紙条例施行規則による証紙交付機関の指定）の一部改正（ " ）	4
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	4
○土地改良区の定款変更の認可（ " ）	4

-----  
規 則  
-----

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第49号

**高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「、木型製作」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第50号

**高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則**

高知県給与支給事務集中処理規則（昭和40年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第2号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式(第6条関係)

月例報告入力票(育児短時間勤務職員・時間外勤務代休時間取得職員用) 作成日 年 月 日

年 月

所属長 記入者

職員番号 氏名( ) 所属コード 所属名( )

時間外勤務 table with columns for 100/100, 125/100, 150/100, 135/100, 160/100, 175/100, 25/100, 50/100

休日勤務 table with columns for 135/100, 25/100, 100/100

宿日直手当 table with columns for 5割回数, 10割回数, 15割回数

管持手当, 連絡指導手当 table

日額特勤 table with columns for 日額-ト, 定額-ト, 日(回)数

当月除外 table with 管理職手当, 通勤手当

前月除外 table with 定通教育手当, 産業教育手当, 農林漁業普及指導手当

減額コード list with items 02 介護休暇, 03 看護欠勤, etc.

前月減額対象時間 table with 減額-ト, 時間

(記入上の注意事項) 1 数字項目は、右詰めで記入してください。 2 「当月除外」欄及び「前月除外」欄は、対象となる項目の記入欄にチェックマーク(☑)を記入してください。

第1号様式の2(第6条関係)

年 月 月 分 月例報告入力票(学校専用A) 作成日 年 月 日

所属コード

所属名( )

Page /

Form 1: 職員番号(氏名), 日額特勤(※1), 連絡指導手当日数, 減額対象時間(※2), 減額コード, 特別支援学校宿日直手当

Form 2: 職員番号(氏名), 日額特勤(※1), 連絡指導手当日数, 減額対象時間(※2), 減額コード, 特別支援学校宿日直手当

Form 3: 職員番号(氏名), 日額特勤(※1), 連絡指導手当日数, 減額対象時間(※2), 減額コード, 特別支援学校宿日直手当

- (※1) その他コード (日額特勤) 01 非常災害時(児童の保護、防災等) 13 非常災害時(緊急補導業務)
02 対外運動競技等(泊を伴うもの) 14 非常災害時(特に甚大な災害時)
03 対外運動競技等(週休日等に行うもの) 15 非常災害時(負傷・疾病等救急業務)
11 修学旅行・林間・臨海学校等指導 16 部活動(2時間以上4時間未満)
12 部活動(4時間以上) 21 入試時の監督採点

(記入時の注意事項) 1 数字項目は、右詰めで記入してください。 2 「当月除外」欄及び「前月除外」欄は、対象となる項目の記入欄にチェックマーク(☑)を記入してください。

第2号様式（第6条関係）

月例報告入力票（学校専用B）

作成日 年 月 日

年 月 分

Page /

所属長 記入者

職員番号 氏名 所属コード 所属名

時間外勤務 table with 8 columns: 100/100, 125/100, 150/100, 135/100, 160/100, 175/100, 25/100, 50/100

特別支援学校宿日直手当 区分 5割回数 10割回数 15割回数

時間外勤務代休時間 100/100 時間 分

- 減額コード 02 介護休暇 03 看護欠勤 04 欠勤 05 ストライキ 06 組合休暇 08 部分休業(育児休業) 09 介護時間

管特手当 10割回数 15割回数

当月除外 管理職手当 通勤手当

前月減額対象時間 減額コード 時間 分

(記入上の注意事項) 1 数字項目は、右詰めで記入してください。 2 「当月除外」欄は、対象となる項目の記入欄にチェックマーク(☑)を記入してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第450号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年5月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

月灘加入区

高知県告示第451号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年5月高知県告示第374号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年5月27日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年5月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

月灘加入区

高知県告示第452号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定に係る保安林の所在場所 幡多郡黒潮町熊野浦字久保浦山249の2、249の3
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 宇久保浦山249の2・249の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第453号**  
 平成29年4月高知県告示第320号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を土佐市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
 平成29年5月30日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者  
 (1)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡小川村西津賀才176番地  
 イ 氏名  
 岡林 義太郎  
 (2)ア 登記簿記載の住所  
 高岡郡越知町越知甲2133番地4  
 イ 氏名  
 織田 富夫  
 (3)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡三瀬村柳瀬124番屋敷  
 イ 氏名  
 橋本 安喜  
 (4)ア 登記簿記載の住所  
 高知市南万々147番地10  
 イ 氏名  
 篠原 侯雄  
 (5)ア 登記簿記載の住所  
 土佐市北地1903番地  
 イ 氏名  
 西本 多喜子  
 (6)ア 登記簿記載の住所  
 滋賀県大津市打出浜11番28号  
 イ 氏名  
 海治 立憲

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨  
 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
 次に掲げる告示で定めるところによる。  
 平成3年4月農林水産省告示第420号  
 (2) 変更後の指定施業要件  
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第454号**  
 売りさばき所が廃止されるので、高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
 平成29年5月30日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
 高知市塚町2番24号  
 株式会社高知銀行  
 代表取締役 森下 勝彦

2 廃止される売りさばき所の所在地及び名称  
 高知市丸ノ内一丁目7番52号  
 株式会社高知銀行県庁支店

3 廃止年月日  
 平成29年6月17日

**高知県告示第455号**  
 高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第14条第4項の規定により証紙交付機関の証紙交付場所の変更について承認したので、同条第5項において読み替えて準用する同条第3項の規定により次のとおり告示する。  
 平成29年5月30日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 証紙交付機関の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
 高知市塚町2番24号  
 株式会社高知銀行  
 代表取締役 森下 勝彦

2 証紙交付場所の所在地及び名称  
 (変更前) 高知市丸ノ内一丁目7-52  
 株式会社高知銀行県庁支店  
 (変更後) 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル内  
 株式会社高知銀行本町支店

3 変更年月日  
 平成29年6月1日

**高知県告示第456号**  
 平成18年3月高知県告示第214号の3(高知県収入証紙条例施行規則による証紙交付機関の指定)の一部を次のように改正し、平成29年6月1日から施行する。  
 平成29年5月30日  
 高知県知事 尾崎 正直

2中「高知市丸ノ内一丁目7-52」を「高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル内」に、「株式会社高知銀行県庁支店」を「株式会社高知銀行本町支店」に改める。

-----  
 公 告  
 -----

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、野市上井堰土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。  
 平成29年5月30日  
 高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所	番地
(退任)			
理事	安藝 紀雅	香南市野市町東野	833番地
〃	黒瀬 卓也	〃 〃	686番地1
〃	眞島 洋一	野市町西野	2436番地
〃	武内 幸治	〃 〃	887番地
〃	森田 公章	野市町西佐古	588番地
監事	大谷 修二	野市町西野	1386番地1
〃	加藤 睦夫	野市町東野	296番地4
(就任)			
理事	安藝 紀雅	香南市野市町東野	833番地
〃	黒瀬 卓也	〃 〃	686番地1
〃	眞島 洋一	野市町西野	2436番地
〃	武内 幸治	〃 〃	887番地
〃	溝渕 勇作	野市町西佐古	689番地
監事	大谷 修二	野市町西野	1386番地1
〃	加藤 睦夫	野市町東野	296番地4

~~~~~

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、楠目土地改良区の定款の変更を平成29年5月18日に認可した。  
 なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。)、この認可の取消しの訴えを提起することができる。  
 平成29年5月30日  
 高知県知事 尾崎 正直